

医療法人設立認可申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

設立代表者	住所	〒 電話番号 ()
	(ふりがな)氏名	⑩

下記のとおり医療法人を設立したいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 44 条第 1 項の規定により申請します。

記

設立しようとする医療法人の名称及び所在地

(ふりがな)名称	
所在地	〒 電話番号 ()

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 3 出資申込書又は寄附申込書の写し
- 4 設立決議録
- 5 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 6 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、その資産の総額の 100 分の 20 に相当する額以上の自己資本を有していることを証する書類
- 7 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科名、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 8 医療法第 42 条第 1 項各号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 9 設立後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 10 設立者の履歴書
- 11 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと及びその権限を証する書類
- 12 役員 of 就任承諾書及び履歴書(医療法第 46 条の 2 第 2 項の規定に該当しない者であることを記載したもの。ただし、監事については、同法第 46 条の 2 第 2 項及び第 48 条の規定に該当しない者であることを記載したものとすること。)
- 13 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書類
- 14 医療法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 医療法施行規則第 30 条の 35 第 1 項各号に規定する要件に適合していることを証する書類
 - (2) 医療法第 42 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類